

四日市市告示 第242号

地方自治法施行令第158条第1項の規定により、コンビニエンスストアなどに設置されている多機能端末機から交付する各種証明書に係る手数料の収納事務を下記のとおり委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和5年4月1日

四日市市長 森 智広

委託する事務	委託を受ける者
戸籍手数料の収納事務	東京都千代田区一番町25番地 地方公共団体情報システム機構 理事長 椎橋 章夫
住民登録手数料の収納事務	
印鑑証明等手数料の収納事務	
納税証明等手数料の収納事務	

委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで